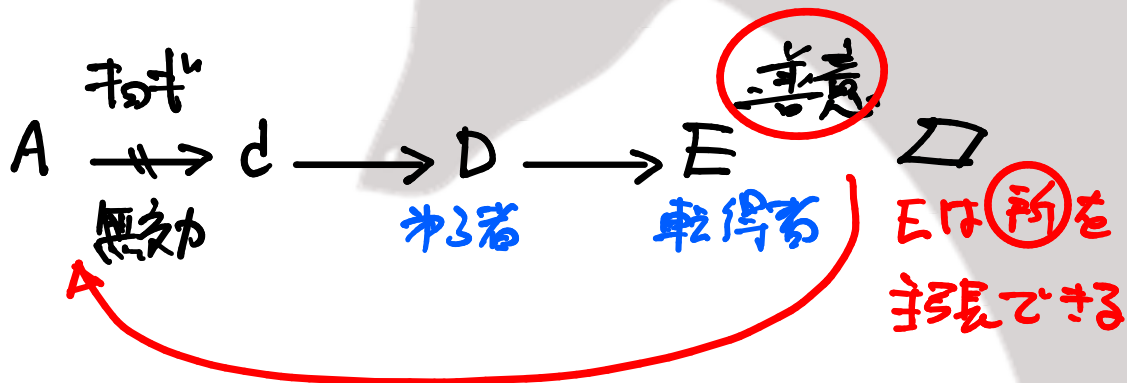


## 虚偽表示 宅建 H05-03-4 &lt;&lt;#782&gt;&gt;

【問】正誤をつけよ。

Aが、その所有地について、債権者Bの差押えを免れるため、Cと通謀して、登記名義をCに移転したところ、Cは、その土地をDに譲渡した。Dがその土地をEに譲渡した場合、Eは、Dの善意悪意にかかわらず、Eが善意であれば、Aに対し所有権を主張することができる。



【答え】正しい

## 《ポイント》 虚偽表示 【★入門】

1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。(民法94条)

⇒ 「第三者」とは、「不動産の仮装譲受人からさらに譲り受けた者」等を指す

「第三者」には転得者も含まれる (最判昭 45.7.24)